

仙台市不妊治療費助成事業（先進医療分）に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
1	この助成の概要について	令和4年度から体外受精や顕微授精等の不妊治療が保険適用となりました。この助成事業では、その保険診療で受けた不妊治療に併せて実施される、先進医療にかかった費用の一部を助成します。	制度の概要
2	助成の対象となる治療はありますか。	保険診療で行った不妊治療と併用して実施された先進医療が助成の対象です。令和6年6月時点で対象となる先進医療は、以下の13種類です。 1. 子宮内膜刺激法（SEET法） 2. タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養（タイムラプス） 3. 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） 4. ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI） 5. 子宮内膜受容能検査1（ERA） 6. 子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE） 7. 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別法（IMSI） 8. 二段階胚移植法 9. 子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ） 10. 子宮内膜受容能検査2（ERPeak） 11. 膜構造を用いた生理学的精子選択術 12. タクロリムス投与療法 13. 着床前胚異数性検査（PGT-A） 今後新たな治療・技術が先進医療として追加される場合があります。先進医療の最新情報については、厚生労働省のHPをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan03.html	制度の概要
3	「一連の治療」の考え方について教えてください。	治療計画から採卵、体外受精・顕微授精、胚移植、妊娠確認に至るまでの1回の治療、又は採卵をともなわない胚移植から妊娠確認に至るまでの1回の治療のことを指します。	制度の概要
4	「治療開始日」「治療終了日」とはいつのことですか。	治療開始日とは、「医師が当該治療を保険診療で実施するための治療計画を作成した日、または改めて採卵を実施しないものについては当該胚移植に係る治療計画を作成した日」、治療終了日とは、「判定結果に関わらず妊娠判定を行った日、または医師の判断等に基づき治療過程で計画を中止した日」です。	制度の概要
5	助成対象となる要件はなんですか。	次の要件を全て満たすことが必要になります。 1. 申請日時点で夫婦である（法律婚・事実婚どちらも可） 2. 申請日時点で仙台市に住所がある（夫婦どちらかでも可） 3. 治療開始日時点で妻の年齢が43歳未満である 4. 保険診療で実施された不妊治療と併用して先進医療を実施した 5. 上記4の先進医療は、先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出又は承認されている医療機関で実施したものである 6. 上記4の不妊治療は、令和7年4月1日以降に終了したものである【令和7年度の助成事業の要件】 7. 助成対象となる治療について、他の地方公共団体で助成を受けていない 8. 仙台市の市税を滞納していない	制度の概要
6	助成金の上限はいくらですか。	助成金の上限額は5万円です。保険診療の不妊治療と組み合わせて実施した先進医療に要した費用の総額（申請に必要な受診等証明書の作成料が発生した場合は、その作成料を含む）と5万円（上限）の、いずれか低い方の金額を助成します。	制度の概要
7	助成を受けるにあたっての制限はありますか。 （年齢・助成回数・所得）	●年齢要件：保険診療として実施される治療の規定に準じます。治療開始日時点における妻の年齢が43歳に満たない方が助成対象となります。 ●助成回数：保険診療として実施される治療の回数に対応して、初めての治療開始日時点で妻の年齢が40歳に満たない方は6回まで、40～42歳の方は3回までとなります。ただし、一連の治療を分けて申請することはできません。 ※移植に至らない治療についても、医師の判断により中断されたものであれば申請は可能ですが、その後に実施した治療（移植まで至ったもの）とあわせて1回とカウントします。 ●所得制限：ありません。	制度の概要
8	申請期限はいつですか。	一連の治療が終了した日が属する年度の末日（3月31日）までに申請してください。 例えば、治療終了日が2025年4月10日の場合、申請期限は2026年3月31日です。 治療終了日とは、「判定結果に関わらず妊娠判定を行った日、または医師の判断等に基づき治療過程で計画を中止した日」です。	制度の概要
9	どこに住んでいても申請は可能ですか。	申請日時点で夫婦の双方またはいずれかが仙台市に住民登録をしていれば、申請できます。	助成対象者

仙台市不妊治療費助成事業（先進医療分）に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
10	夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請可能ですか。	夫婦別居の場合でも申請可能です。夫婦のいずれかが他市町村に住民票を置いている場合、仙台市に住民票を置いている方を「申請者」としてください。 なお、仙台市以外の都道府県・市区町村へ不妊治療費助成の申請をしている場合、その分の不妊治療費は本市では助成対象外です。	助成対象者
11	未入籍の事実婚夫婦です。申請可能ですか。	事実婚夫婦の方も申請可能です。申請の際、夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書の提出が必要となる場合があります。	助成対象者
12	外国籍の夫婦です。申請可能ですか。	外国籍の夫婦の方も申請可能です。申請の際に、結婚証明書等婚姻関係を確認できる書類を提出してください。	助成対象者
13	今回の治療開始日時点では42歳でしたが、治療が終わる前に43歳になりました。助成対象になりますか。	助成対象です。治療開始日時点で42歳であれば、治療中に43歳になっても助成は受けられます。	助成対象者
14	初めての治療開始日時点では40歳未満でしたが、今は40歳を超えています。助成回数は3回に減ってしまいますか。	初回の治療開始日時点で40歳に満たない方は、通算6回分の申請が可能となり、治療を続ける中で40歳を超えた場合でも、助成回数が減ることはありません。	助成回数・年齢・金額
15	保険適用前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成金を受けたことがあります。今回の助成回数に過去の分もカウントされますか。	保険適用前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で助成を受けた回数は、本事業の助成回数には含めません。	助成回数・年齢・金額
16	他の地方公共団体で、同様の助成金を受けたことがあります。助成回数にカウントされますか。	過去に他の地方公共団体で受けた同様の助成については、本事業での助成回数には含めません。ただし、他の地方公共団体ですでに助成を受けた治療を、再度本事業で二重に申請することはできません。	助成回数・年齢・金額
17	この助成金を受けて妊娠に至り、その後次の妊娠出産に向けて治療を再開しました。助成回数はどのようにになりますか。	出産により、過去の助成回数はリセットされます。次の妊娠出産に向けた治療開始日時点で、妻の年齢が40歳に満たない方は6回まで、40～42歳の方は3回までとなります。	助成回数・年齢・金額
18	助成金がいくらになるかわかりません。	医療機関にて作成してもらった受診等証明書の、「今回の治療に係る領収金額」の欄に書かれている金額をご確認ください。5万円より少ない場合、助成金は領収金額と同額となります。5万円を超える場合、助成金は5万円となります。	助成回数・年齢・金額
19	一連の治療の中で、先進医療を複数実施しました。助成金はそれぞれの先進医療に対して支払われるのですか。	先進医療1つ1つに対してではなく、一連の治療に対して1回分の助成金を支払います。そのため、一連の治療の中で複数の先進医療を実施した場合は、受診等証明書に合算額を記載することとなります。助成金の金額はNo.18の回答を参考に算出してください。	助成回数・年齢・金額
20	高額療養費制度を使っても、この助成金は受けれますか。	高額療養費制度を利用されても、申請は可能です。 なお、高額療養費制度については、ご加入の健保組合などにお問い合わせください。	他制度との関係
21	この助成金を受けても、医療費控除は受けられますか。	医療費控除については、管轄する税務署にお問い合わせください。	他制度との関係
22	民間の生命保険における先進医療特約で、保険金として受給しました。助成申請可能ですか。	申請できます。民間の生命保険における先進医療特約の保険金は、他の地方公共団体からの助成金には含まれません。	他制度との関係
23	先進医療とは何ですか。	先進医療とは、将来的な保険給付を前提として、保険給付の対象とすべきかどうか有効性及び安全性の観点において評価段階にある、高度の医療技術を用いた治療のことです。保険診療と保険外診療の併用（いわゆる混合診療）は原則として禁止されていますが、先進医療として認められた治療等にかかる費用は保険外診療（全額自己負担）ではあるものの、保険診療部分は3割負担のままで、保険と保険外を併用しての治療が可能になります。	対象となる治療
24	No.2の回答で示された13種類の先進医療一覧に掲載されていない、新たな先進医療を受けました。助成対象になりますか。	厚生労働省から先進医療として告示される前に当該の治療を受けた場合は、助成対象になりません。	対象となる治療
25	現在審議中の先進医療を受けました。助成対象になりますか。	現在審議中の先進医療については、助成対象になりません。	対象となる治療
26	先進医療はどの病院で受けてもいいですか。	先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出又は承認されている医療機関で、先進医療を受けてください。その際、保険診療で行われた不妊治療と併用して実施された先進医療だけが、助成の対象となります。 先進医療を実施している医療機関の一覧は、厚生労働省HPにてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html	対象となる治療

仙台市不妊治療費助成事業（先進医療分）に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
27	No.27の回答で示されたHPに未掲載の病院で先進医療を受けました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出又は承認されている医療機関以外で先進医療と同様の治療・手術等を受けても、先進医療とは認められないため助成対象外となります。	対象となる治療
28	保険診療で不妊治療をし、先進医療は併用しませんでした。助成対象になりますか。	助成対象になりません。この助成制度は、保険診療で実施される不妊治療に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
29	全額自己負担で不妊治療をし、先進医療を併用しました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。この助成制度は、保険診療で実施される不妊治療に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
30	保険診療で人工授精（もしくはタイミング法）を実施し、先進医療を併用しました。助成対象になりますか。	助成対象になります。	対象となる治療
31	保険診療で不妊治療をし、先進医療も併用しましたが、移植までは至りませんでした。申請は可能ですか。	移植に至る前に、医師の判断等に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は申請が可能です。ただし、本事業の助成回数は保険診療の回数の取扱いに準じるため、中止した治療の後、移植に至った治療がある場合、それらを合わせて1回分の助成として取り扱いますので、ご注意ください。	対象となる治療
32	助成の対象にならない費用はありますか。	不妊治療に直接関係のない各費用については助成の対象外となります。 ＜例：入院時の食事代・差額ベッド代、統合医療（鍼灸治療・マッサージ・サプリメント等）にかかる費用など＞	対象となる治療
33	いつの治療から申請が可能ですか。	保険診療で実施された不妊治療と併用して行われた先進医療で、令和7年4月1日以降に治療終了したものが助成の対象となります。【令和7年度の助成事業の要件】	対象となる治療
34	夫婦以外の第三者の精子・卵子を用いて治療を行いました。助成対象になりますか。	保険適用の不妊治療ではないため、助成対象外です。	対象となる治療
35	夫婦の受精胚を、妻以外の第三者の子宮に移植して治療を行いました。助成対象になりますか。	保険適用の不妊治療ではないため、助成対象外です。	対象となる治療
36	申請の際に必要な書類について。	以下の書類が必要になりますのでご準備ください。 1. 仙台市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号） 2. 仙台市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号） 3. 振込先金融機関の通帳・キャッシュカードなどの写し 4. 仙台市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し）※必要な方のみ 5. 夫婦であること・重婚でないことを証する書類（戸籍謄本）※必要な方のみ 6. 事実婚関係に関する申立書※必要な方のみ 7. 市税の滞納がないことの証明書※必要な方のみ 1～3の書類は必須です。4～8までの書類が必要かどうかは、本市ホームページにてご確認ください。	申請手続き
37	夫婦のどちらが申請者になっても良いのですか。	どちらが申請者でもかまいません。ただし夫婦のいずれかが仙台市外に住民登録をしている場合は、仙台市に住民登録をしている方が申請者となるようにしてください。	申請手続き
38	金融機関の口座名義は誰でもいいですか。	申請者の名義の金融機関口座を指定してください。 申請者名義の金融機関口座がない場合等は、ご相談ください。	申請手続き
39	婚姻後間もないため、金融機関の口座名義が旧姓のままです。申請可能ですか。	可能です。申請書の氏名欄に、「旧姓：〇〇」と併せて記載してください。	申請手続き
40	ゆうちょ銀行に助成金を振り込んでほしいです。支店名や口座番号がわかりません。	ゆうちょ銀行の通帳の1ページ目に、他行からの振込口座として利用する際の支店名や口座番号が書かれているので、そちらをご確認ください。お手元に通帳がない場合は、ゆうちょのホームページで記号と番号を入力して調べることが可能です。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html	申請手続き
41	医療機関を受診した際の領収書は提出しなくていいのですか。	提出は必須ではありません。治療金額は医療機関にて発行された受診等証明書をもって確認します。なお、証明書の内容に疑義が生じた場合は、領収書の提出を求める可能性がありますので、申請後も領収書の保管をお願いします。	申請手続き
42	住民票の写し・戸籍謄本の記載内容で必要なものは何ですか。	住民票の写し・戸籍謄本ともに、助成金申請の受付日から3か月以内に発行されたものが有効になります。記載事項については、以下の通りです。 住民票の写し：夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし 戸籍謄本：世帯全員記載	申請手続き

仙台市不妊治療費助成事業（先進医療分）に関するQ&A

赤字は令和8年2月13日変更適用部分

No.	質問事項	回答	カテゴリー
43	住民票の写し・戸籍謄本は、コピー機で複写したものでも申請は可能ですか。	コピーしたものでの申請は不可です。区役所やコンビニ等で取得いただいた原本を提出してください。	申請手続き
44	住民票で婚姻関係の確認ができるので、戸籍謄本の提出はしなくて大丈夫ですか。	住民基本台帳や住民票の写しで婚姻関係の確認ができる場合、戸籍謄本の提出は不要です。	申請手続き
45	事実婚夫婦が申請の際に必要な書類は何ですか。	重婚していないかの確認が必要になるため、夫婦それぞれの世帯全員が記載された戸籍謄本と、「事実婚関係に関する申立書」を提出してください。	申請手続き
46	外国籍の夫婦なので、戸籍がありません。婚姻関係の証明はどうしたらいいですか。	・住民基本台帳や住民票の写しで婚姻関係の確認ができない場合には、婚姻届受理証明書（日本国内で発行されたもの）や、婚姻証明書（婚姻が成立した国で発行されたもの）および日本語訳文など、婚姻関係の確認ができる書類を提出してください。 ・外国籍の方で事実婚の場合は、重婚でないことを確認するための戸籍謄本に代わるものとして、独身証明書（婚姻要件具備証明書）を提出してください。	申請手続き
47	どのように申請すればよいですか。	必要書類を仙台市こども家庭保健課（〒980-0011仙台市青葉区上杉1-5-12）あてに郵送してください。なお、普通郵便で送付した際の郵送事故等については責任を負いかねます。特定記録郵便等、なるべく記録の残る送付方法でお送りください。郵送事故等により申請期限に間に合わなかった場合でも、申請の受付はいたしかねますのでご留意の上でご送付ください。	申請手続き
48	申請日はいつになりますか。	郵送された封筒の消印日 を申請日として取り扱いますが、余裕をもって申請期限前に申請してください。	申請手続き
49	医療機関からの証明書発行が遅れ、申請期限（3月31日）に間に合わない場合はどうしたらいいですか	医療機関からの証明書発行に時間を要し、申請期限までに書類が揃わない可能性がある場合には、必ず事前にこども家庭保健課（022-214-8189）まで電話でご連絡ください。 あわせて、申請期限までに申請書（様式第1号）をご提出ください。 証明書等の添付書類につきましては、準備が整い次第、速やかに追加提出していただくことで対応いたします。 連絡なく申請期限を超過した場合は受付いたしかねます。	申請手続き
50	申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらいいですか。	ご自身で気づかれた場合、速やかにこども家庭保健課（022-214-8189）へ電話連絡し、正しい書類・不足書類を再送してください。（軽微な修正で済む場合、同意をいただければ、こちらで追記・修正の対応をさせていただく場合があります。） 書類審査中に不備を確認した場合は、申請書に記載されている電話番号へご連絡します。もしくは住民票の写しに記載の住所あてに書類不備のお知らせを郵送でお送りします。正しい書類・不足書類を再提出してください。再提出については申請期限を過ぎても取り扱いますが、こども家庭保健課から指定された日までに再提出してください。	申請手続き
51	「仙台市が審査に必要な範囲で、住民基本台帳を閲覧すること」に同意しない場合は、どのようにしたらいいですか。	申請書おもて面中段にある該当部分に二重線を引いてください。 申請者本人の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）を添付して申請してください。 住民票の写しの記載事項は「夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし」としてください。	申請手続き
52	「仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）をこども若者局こども家庭保健課が税務担当課に照会すること」に同意しない場合は、どのようにしたらいいですか。	申請書おもて面中段にある該当部分に二重線を引いてください。 市税の課税の有無にかかわらず、「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたもの）を添付して申請してください。 「市税の滞納がないことの証明書」は区役所・総合支所税証明担当課において交付を受けることができます。1通300円の手数料が必要です。なお、市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、証明書の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください。	申請手続き
53	家族に不妊治療の助成金を申請したことを知られたくありません。決定通知書が自宅に届くと困ります。	決定通知書を送付する際に、通常は「仙台市」の記載がある封筒を使用しますが、ご希望があれば無地の封筒（「仙台市」の表記なし）でお送りできます。また、こども家庭保健課へお越しいただける場合は、直接お渡しすることも可能です。申請書の余白に「無地封筒希望」「直接受取希望」と記載していただくか、こども家庭保健課へお電話ください。	その他
54	助成金の振込時期はいつごろになりますか。	申請からお振り込みまでは概ね1～3か月程度かかります。申請受付後書類の審査を行い、承認されましたら決定通知書を郵送にてお送りします。決定通知書が到着する頃に、ご指定の金融機関の口座あてに助成金をお支払いします。なお、年度末などの繁忙期に重なる場合は、さらに時間を要しますので予めご了承ください。	助成金の支給
55	助成金が振り込まれた場合、通帳にはどのように表示されますか。	「センドライフニンジョセイ」と表示されます。	助成金の支給